

第4章 計画の推進体制

1 庁内体制の整備

次世代育成支援行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、産業経済など広範囲にわたっていることから、様々な部局と連携を図り、全庁的に施策を推進します。

また、中央子ども家庭相談センターや保健所、教育機関、警察など関係機関との連携も強化し、総合的な取り組みを進めます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進を目指します。

3 住民との協働体制の構築

本計画の推進にあたっては、住民と行政の協力体制が不可欠です。そのため、事業ごとに特性を考え、住民（地域）と協働体制が取れるよう行政がきめ細かく配慮していきます。

また、子どもにかかわる民間団体と連携を図るとともに、町内の企業・事業所等との連携を図りながら計画を推進します。

4 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙やホームページ等により、広く住民に周知するとともに、進捗状況について公表していきます。